

千葉愛友会記念病院 感染対策指針

1. 感染対策指針の目的

この指針は、千葉愛友会記念病院（以下「当院」とする）における感染対策および院内感染発生時の対応等において、感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図る目的として、本指針を作成する。

2. 院内感染に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、収束を図ることは病院にとって重要である。このため、院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療ができるよう取り組む。

3. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

院内感染は様々な要因が複雑に関連して発生する。このため、病院各部門の職員が職種横断的に協力し、予防対策を効果的に行う組織として「院内感染対策委員会」を設置する。

また、実行組織とした感染制御チーム（ICT）を医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務職員の構成で組織し、毎週1回院内の巡回を行う。

4. 院内感染のための職員研修に関する基本方針

院内感染防止対策の為の基本的な考え方及び具体的方策について研修を実施する。職員に周知徹底を行うことで個々の職員の院内感染に呈する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識向上を図る。また、研修内容は病院の実情に即した病院全体に共通する内容で、職種横断的な参加の下で年2回程度定期的開催する。研修実施内容（開催日時、出席者、研修項目、研修後の感想等）について記録しておく。院外の感染に関する研修・学会等の開催情報を広く告知し、職員の参加を支援する。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生予防及び蔓延の防止を図るため、感染症発生状況を毎週「週報」として関係部署に周知するとともに毎月開催の院内感染対策委員会において多剤耐性菌等の検出状況の報告を行う。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 感染制御チームを中心に院内感染の調査を行い、対策案を考える。
- (2) 職員へ迅速に周知し、具体的対応及び拡大防止策を実施し早期収束に努める。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は患者様との信頼関係を築くため、院内へ掲示し閲覧の推進に努める。

8. その他、院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、このマニュアルの適宜見直しを行う。

附 則

この指針は、平成28年5月1日から施行する。